

テーマ：年末調整

年末調整とは？

給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額をを精算する手続のことで。大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税の納税が完了します。

年末調整の対象となる人

年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象にならない人もいます。年末調整の対象となる人は以下の通りです。

1. 1年を通じて勤務している人
2. 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
3. 年の途中で退職した人のうち、次の人
 - ①死亡により退職した人
 - ②著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職できないと見込まれる人
 - ③12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受ける事が見込まれる場合を除きます。）
4. 年の途中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）



年末調整の対象とならない人

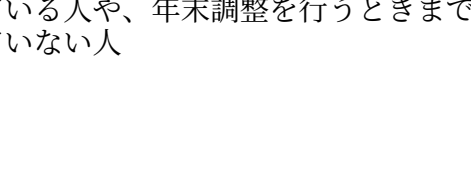
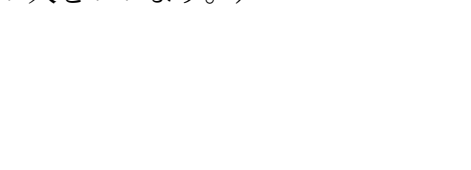
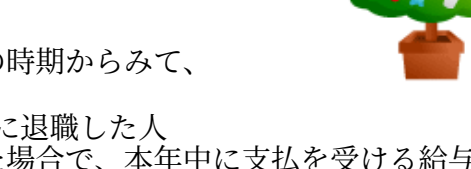
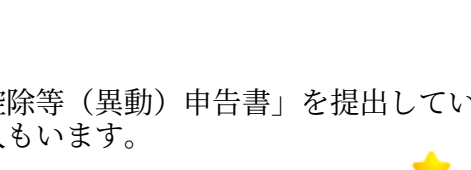
年末調整の対象にならない人は以下の通りです。

1. 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
2. 災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人
3. 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人
4. 年の途中で退職した人
5. 非居住者
6. 継続して同一の雇用主に雇用されない日雇労働者など

《将軍の日》

毎月開催中の**利益計画書作成セミナー**：「将軍の日」
今月の開催日は**12月9日（木）**です。
昨年将軍の日に来られたお客様で、
今年も将軍の日にお越し頂いている方もおられます。
まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、
一度将軍の日に参加してみませんか？

開催日	対象者	申込期限
12月9日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月2日（木）
1月20日（木）	11・12・1・2月決算法人様	1月13日（木）
2月3日（木）	12・1・2・3月決算法人様	1月27日（木）



《12月スケジュール》

9	木	将軍の日：元氣玉利益計画作成セミナー
10	金	源泉所得税・特別徴収住民税（11月分）納付期限
31	金	10月決算法人の確定申告・納付期限 4月決算法人の予定申告・納付期限



昨年と比べて変わった点

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期有料住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	長期優良住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率			各年の控除限度額
		3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額	
平成21年 6月 4日から 平成23年12月31日まで	10年間	1.2%			60万円
平成24年 1月 1日から 平成24年12月31日まで	10年間	1.0%		—	40万円
平成25年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	10年間	1.0%	—		30万円

居住者が、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの（**注1**）の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に、その家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその認定長期優良住宅の新築等のための住宅借入金等を有するときは、一般の住宅借入金等特別控除との選択により、居住年以後10年間の各年にわたり、長期優良住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、上記に掲げる控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除としてその年分の所得税の額から控除されます。（**注2**）

（**注1**）個人がその居住の用に供する家屋で、次に掲げる要件に該当するものをいいます。

- ①床面積が50㎡以上であること。
- ②床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
- ③長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであることにつき一定の証明がされたものであること。

（**注2**）居住者が、認定長期優良住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用を受ける場合には、居住年以後10年間の各年において、一般の住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

間違えやすいポイント

・所得者と生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない人でも、合計所得金額が38万円以上76万円以下であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

・一つの損害保険契約等が、損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

＜年末調整を三宅事務所に依頼されているお客様＞

いつも年末調整資料の早めの提出にご協力いただきましてありがとうございます。
まだ提出されていない方も準備が整いましたら、お持ちいただきますようよろしくお願いします。

《セミナー》

11月25日（木）に当事務所主催で「TKC経営革新セミナー2010」を開催しました。
ご参加してくださった方、ありがとうございました。
今回のセミナーの講師は、所長 三宅孝治とスタッフ 田村・鳥越が、司会は山本が担当させていただきました。



当事務所では、度々このようなセミナーを開催しております。
より良いものを創りあげられるよう、努力してまいりますので、今度ともよろしくお願い致します。

《冬季休暇のお知らせ》

勝手ではございますが、下記の期間、弊社のリフレッシュ休暇を頂きます。皆様方にはご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。休暇後は、スタッフ一丸となってよりいっそうのサービスの向上に努めさせていただきます。

期間：12月29日（水）～1月5日（水）

《事務所研修》

12月10日（金）の午後、大半のスタッフが研修を行いますので、事務所に不在となります。
お客様方には大変ご迷惑をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

